

犯罪捜査における国外データへのアクセスに関する法的課題

2018.12.14.Fri

小向 太郎 Taro KOMUKAI, Ph.D.

日本大学 危機管理学部 教授

IDF第15期第3回「法務・監査」分科会

1. 米国クラウド・アクト

- 1-1. 成立の背景
- 1-2. クラウド・アクトの概要
- 1-3. クラウド・アクトの影響

2. 国際法上の議論

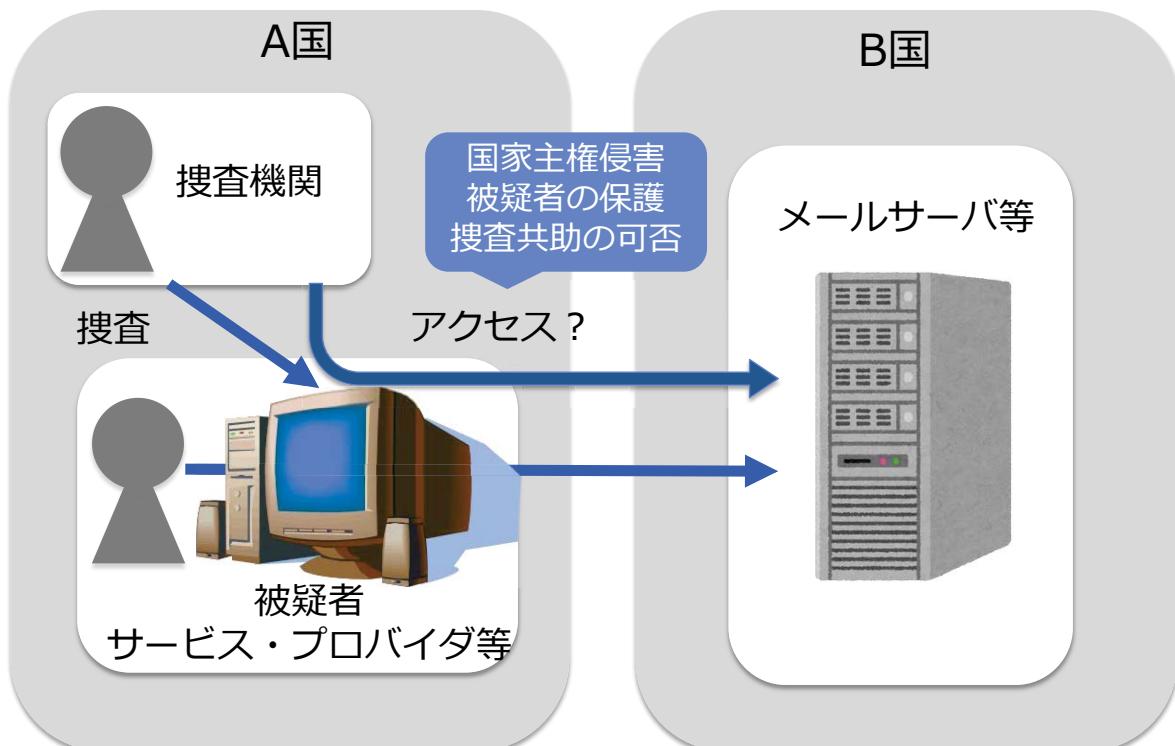
- 2-1. 国家主権
- 2-2. 越境データ検索と国家主権
- 2-3. 國際的な議論

3. 日本の係争例と国際法上の課題

- 3-1. 日本の事例
- 3-2. 検査対象と人権保障
- 3-3. 越境データ検査と国際法

1

越境データ検査の論点

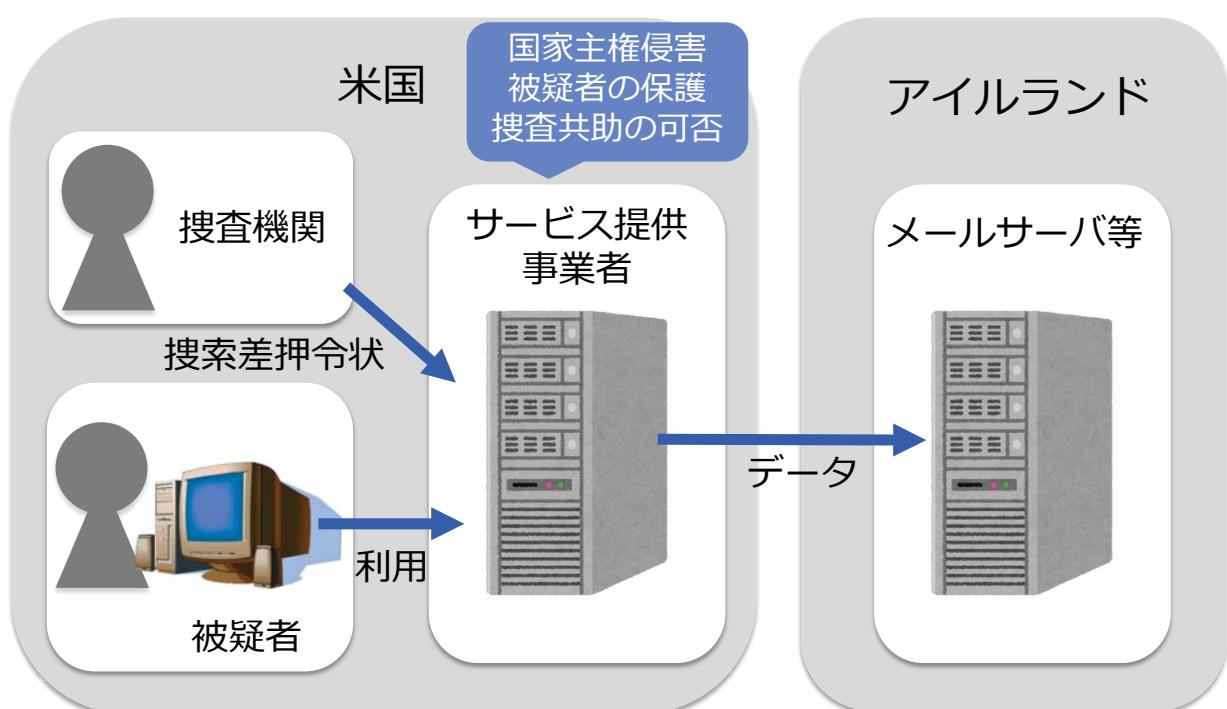


2

1. 米国クラウド・アクト

3

1-1. 成立の背景（マイクロソフト事件）



Microsoft Corp. v. United States, 829 F.3d 197 (2016).
In re Search Warrant 232 F.Supp.3d 708 (2017).

4

1. 法の規定が国外への適用を意図したものであるか

- 国外に適用されるのは、議会が特に異なる意図を明確に示して立法を行った場合に限られる
(Morrison v. National Australia Bank Ltd. 561 U.S. 247 (2010).)
 - SCA (Stored Communications Act) の令状は、国外への適用を意図したものではない
- 当該法執行が国外への法執行であるか
- プライバシー侵害は、政府機関の代わりに行動する Microsoftがこれを取得する場所で生じる (MS事件)
 - アクセスや占有を侵害するものではなく「差押え」には当たらない (Google事件 In re Search Warrant 232 F.Supp.3d 708 (2017).)

5

1-2. クラウド・アクトの概要

- The Clarifying Lawful Overseas Use of Data Act (CLOUD Act) (March 23, 2018可決)

Section	Rule
§2713 Required Preservation and Disclosure of Communications and Records	SCAの条文は、合衆国の内外にあるデータに対して適用される。したがって、米国の法執行機関は、SCA令状に基づいて、米国外にあるデータの保全や開示を求めることができる。
§2703(h) Comity Analysis and Disclosure of Information Regarding Legal Process Seeking Contents of Wire or Electronic Communication	SCA協定の締約国内にあるプロバイダ（米国内の事業者も含む）がSCA令状を受領した場合であって、令状の内容が当該国の法を侵害するときには、当該事業者は14日間の間に令状の変更または破棄を申し立てることができる。

6

1-3. クラウド・アクトの影響

1. 米国の法執行機関

- ① 米国内所在のプロバイダに対して米国外のデータの提出等を求めること
- ② 米国外所在のプロバイダに対して米国外のデータの提出を求めるこ

2. 米国と協定を締結した国の法執行機関

- ① 法施行前よりも迅速な手続きで米国内のデータにアクセスすることができるようになる

情報 検査対象者	米国内		米国外	
	制定前	制定後	制定前	制定後
米国内	○	○	×	○
米国外	×	○	×	○

7

2. 国際法上の議論

2-1. 国家主権

- 「国家間の関係における主権とは独立を意味し、独立とは、世界の一部として、他の国家からの干渉を排して、国家の権能を行使する権利をいう（United Nations, Island of Palmas arbitral award (1928), 838. ）」
- 他国領域内での**執行管轄権**の行使は、当該国の同意か正当な権限の付与がなければ、主権侵害になる（United Nations Security Council Resolution 138(1960), Question relating to the case of Adolf Eichmann）
- 立法管轄権と執行管轄権

9

2-1. 越境データ検査と国家主権

- 公開されている情報へのアクセスは、当該情報が存在する国の国家主権侵害にならない（国際法上一般に許容）
- 国外の情報管理者等に任意協力を求めることが国際法上一般に許容されるかどうかは、国際法の専門家の間で意見が分かれている

10

サイバー犯罪条約（第32条）蔵置されたコンピュータ・データに対する国境を超えるアクセス（当該アクセスが同意に基づく場合又はデータが公に利用可能な場合）

「締約国は、他の締約国の許可なしに、次のことを行うことができる。」

- a 公に利用可能な蔵置されたコンピュータ・データにアクセスすること（当該データが地理的に所在する場所のいかんを問わない）。
- b 自国の領域内にあるコンピュータ・システムを通じて、他の締約国に所在する蔵置されたコンピュータ・データにアクセスし又はこれを受領すること。ただし、コンピュータ・システムを通じて当該データを自国に開示する正当な権限を有する者の合法的なかつ任意の同意が得られる場合に限る」

11

（参考）サイバー犯罪条約注釈書

どのような場合に、他国に蔵置されたコンピュータ・データに対して、相互共助を求めることが一方的にアクセスすることが許容されるかということは、この条約の起草者が時間をかけて議論した問題であった。多くの詳細な検討事例が取り上げられ、あるものは許容できるように思われ、あるものは許容できないと思われるものであった。最終的に起草者は、この問題について包括的に法的拘束力のある制度を定めることは、時期尚早であると判断した。こうした状況に関する具体的な経験がまだないことや、妥当な解決は個別の事例におけるその事例特有の状況によってもたらされると考えられることから、一般的なルールを定めることが難しいというのが、このような判断にいたった理由である。最終的に、起草者は、一方的なアクセスが許容される場合として起草者全員が同意した場合だけを本条約の第32条に規定することとした。そして、他の場合については、さらに経験が集積され、それらを踏まえてさらに議論が行われるまでは規定しないことで同意した。本件に関して、第39条第3項は、ここに定めている以外の状況については、アクセスを正当化するものでも、排除するものでもない

（293）

○サイバー犯罪条約委員会（欧州評議会）

- 「検査機関が証拠を保全する必要がある場合、検査機関が緊急の対応を行う必要がある場合、検査機関が自国で正当な権限を与えられている場合には、手続きやセーフガードを定めることが必要である」

○タリンマニュアル2.0 規則11越境的な法執行権限

「国家が人、対象物、サイバースペース上の行為に
関して越境的な法執行権限を行使し得るのは、次の
いずれかの場合に限られる

- (a) 國際法上の明確な権限が付与されている場合
- (b) 自国内で法執行が行われることについて当該国家
による明確な同意がある場合」

出典：COE Cybercrime Convention Committee, Criminal justice access to electronic evidence in the cloud: Recommendations for consideration by the T-CY, (2016).
SCHMITT, TALLINN MANUAL 2.0, CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS(2017).

13

（参考）タリンマニュアル2.0 規則11 解説

「A国に帰属する私人がデータをB国に蔵置している状況を想起されたい。C国は、その法執行の一環として、
そのデータにアクセスを欲している。専門家グループの意見は、C国がB国所在のデータにリモートアクセスを
することが許容されるためには、A国の同意だけでは
不十分であるということで一致した。データへのリモート
アクセスは、C国による執行管轄権の行使にあたるため、
国際法に基づく特別の権限の付与か、B国の同意が必要
となる。しかし一方で、専門家グループの見解によれば、
A国が当該私人に対して執行権限を行使して、例えば、
C国に対して個々の情報を提供するように求めることは
できる」

出典：SCHMITT, TALLINN MANUAL 2.0, CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS(2017).

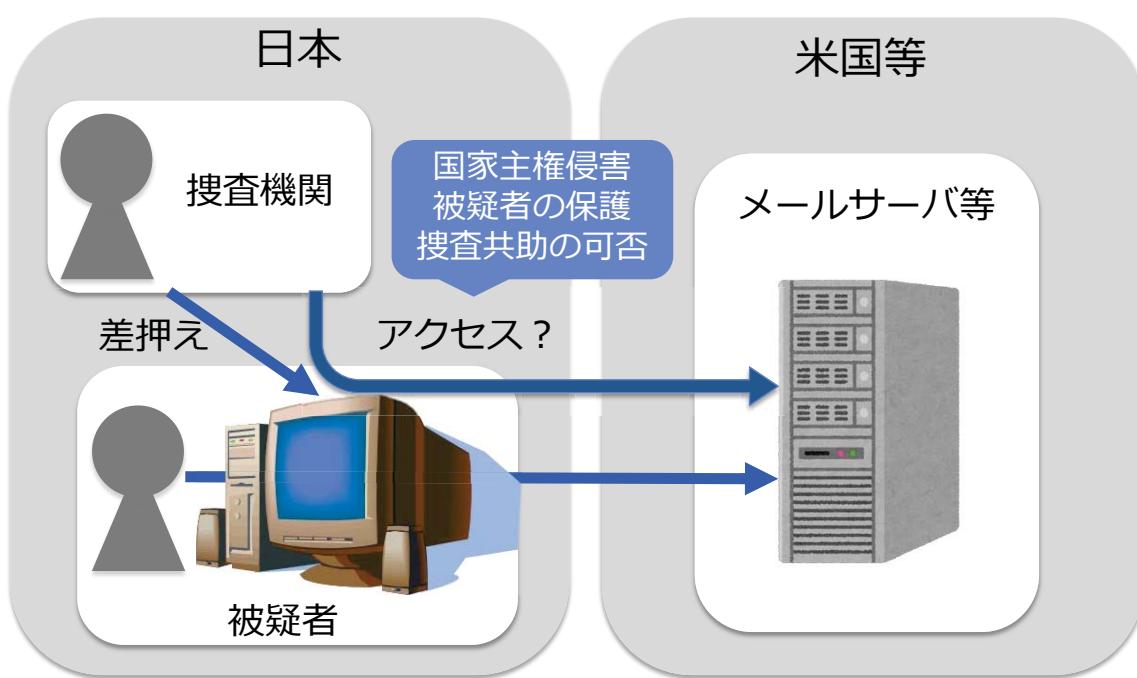
14

3. 日本の係争例と国際法上の課題

15

3-1. 日本の事例

接続サーバ保管の自己作成データ等の差押え
(刑事訴訟法218条2項)



16

3-1. わが国の裁判例（東京高判平成28年12月7日）

- 「サーバコンピュータが外国にある可能性が高く、捜査機関もそのことを認識していたのであるから、この処分を行うことは基本的に避けるべきであった（横浜地判平成28年3月17日）」
- サイバー犯罪条約第32条に該当する場合以外は国際捜査共助によるべきとする見解が多い（杉山徳明・吉田雅之「『情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律』について（下）」法曹時報64巻4号(2012)101頁、田口守一『刑事訴訟法』（弘文堂、第7版、2017）119頁他）
- 捜査対象者の承諾による問題回避
「自らの意思で同意するよう、説得を試みるほかない（伊丹俊彦監修『適法・違法捜査ハンドブック』立花書房（2017）23頁）」

17

3-1. わが国の裁判例（大阪高判平成30年9月11日）

- 強制捜査を行う際に取得した承諾は、任意のものであるとは認められない
- 「外国の主権に対する侵害があったとしても、実質的に我が国の刑訴法に準拠した捜査が行われている限り、関係者の権利、利益が侵害されることは考えられない」「被告人らに、このような違法性を主張し得る当事者適格があるかどうかも疑問である」
- 主権侵害から生じた違法があるとしても、令状主義の精神を没却するような重大な違法があるとはいえず、「それだけで直ちに当該捜査手続きによって得られた証拠の証拠能力が否定すべき理由にはなりえない」

18

3-2. 捜査対象と人権保障

	国家主権	情報主体の人権	管理者の人権
①情報主体への強制捜査	「他国の領域」「公権力の行使」に当たるかどうかが問題となる	適正手続きによるかどうかが問題となる	基本的に問題にならない
②情報管理者捜査	「他国の領域」「公権力の行使」に当たるかどうかが問題となる。	適正手続きによるかどうかが問題となる	適正手続きによるかどうかが問題となる
③情報管理者の任意協力	Controversial ただし、国際法上の合意によって解決可能	プライバシー・データ保護の問題が生じるかどうかが問題となる	基本的に問題にならない

19

3-3. 越境データ検査と国際法

- 被疑者等のデータ主体が保有するコンピュータやその他の端末が対象
 - 被疑者が所在する国家の法定の手続きに基づく強制捜査では、特別な国際法上の権限の付与がなくても、当該コンピュータや端末を通して被疑者がアクセスしている国外のデータにする検査が許容されるべき
 - 国際条約による確認が望ましい
- ISPやクラウドサービス提供者等のデータ管理者に対する強制検査
 - 新たな国際法上の取り決めが必要
 - データ所在国が判明している場合には、事後の通知等の仕組みを構築することも考えられる

20

参考文献

- [1] ROBERT JENNINGS & ARTHUR WATTS, OPPENHEIM'S INTERNATIONAL LAW, (9th ed. 1993), 564.
- [2] United Nations, Island of Palmas arbitral award (1928), 838.
- [3] SCHMITT, TALLINN MANUAL 2.0, CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS(2017).
- [4] 横浜地判平成28年3月17日.
- [5] 東京高判平成28年12月7日.
- [6] 杉山徳明・吉田雅之「『情報処理の高度化等に対応するための刑法等の一部を改正する法律』について（下）」法曹時報64巻4号(2012)101頁.
- [7] 安富潔『刑事訴訟法』（三省堂, 第2版, 2013) 218頁
- [8] 田口守一『刑事訴訟法』（弘文堂, 第7版, 2017) 119頁.
- [9] Microsoft Corp. v. United States, 829 F.3d 197 (2016).
- [10] In re Search Warrant 232 F.Supp.3d 708 (2017).
- [11] Morrison v. National Australia Bank Ltd. 561 U.S. 247 (2010).
- [12] Microsoft, "US Supreme Court will hear petition to review Microsoft search warrant case while momentum to modernize the law continues in Congress", Oct 16, 2017.
<https://blogs.microsoft.com/on-the-issues/2017/10/16/us-supreme-court-will-hear-petition-to-review-microsoft-search-warrant-case-while-momentum-to-modernize-the-law-continues-in-congress/>
- [13] 法務省『平成29年版犯罪白書』「第6章 刑事司法における国際協力」
http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/64/nfm/n64_2_2_6_1_0.html.
- [14] MLATs: Mutual Legal Assistance Treaties, 7 FAM § 962.1 (2013),
<https://fam.state.gov/FAM/07FAM/07FAM0960.html>.
- [15] COE Cybercrime Convention Committee, Criminal justice access to electronic evidence in the cloud: Recommendations for consideration by the T-CY, (2016).
- [16] Council of Europe (2001), Convention on Cybercrime - Explanatory Report - [2001] COETSER 8.
- [17] 小向太郎「クラウド・アクトと越境データ検査」情報ネットワーク法学会第18回研究大会予稿
(2018.12.9.)